

地方分権改革に関する提案の概要

〔 〕は支障事例等

提案事項	提案概要
構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止	構造改革特別区域計画認定申請にかかる事務（意向調査及び申請開始通知の展開）について、総務省の「調査・照会（一斉調査）システム」等を活用することにより、事務の省力化を行うよう求める。 ・国が地方公共団体に対し行う調査については、2022年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡により、一斉調査システムの活用を促すよう、関係府省に通知されているところである。 ・構造改革特別区域計画認定申請については、認定申請受付開始の案内及び申請の意向調査の実施にあたり、都道府県に管内市区町村へ速やかに周知するようメールで依頼されるため、都道府県においては、当該メールが届いたら各市町村へ周知を行っている。なお、同依頼については、構造改革特区のWebページにも掲載されること、また回答は都道府県を経由せず市町村から直接内閣府に送付することから、依頼についても都道府県を経由する必要はないと考える。
国際戦略総合特区設備等投資促進税制における事業実施決定時期の明確化	国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用する際の事業実施の決定がされるタイミングの考え方を通知等の発出により明確化しよう求める。 ・国際戦略総合特区設備等投資促進税制については、事業実施が決定する前に、内閣府との事前協議及び法人指定が必要とされており、2014年5月22日付け事務連絡において、事業実施の決定を判断する考え方の方針が示されている。 ・当事務連絡内で、建物を建設する際の事業実施決定時期の判断の考え方については、「工事着手のタイミングで判断する」と明記されているものの、機械・装置等を取得する際の事業決定時期の考え方については記載されていない。 ・なお、2024年10月に、内閣府へ問い合わせたところ、機械・装置等を取得する際の事業実施のタイミングについては「契約締結時点」であるが、契約締結時点では、重要な内容が決定しておらず、その後これが決定される場合は、例外的に「当該重要な内容が決定された時点」で判断するとメールで回答があった。他の地方公共団体でも同様のケースがあると思われ、事業者には円滑に説明を行う観点からは、通知等で全国的にその旨を示していただくことが望ましいと考える。 ・また、事業実施を決定したタイミングは、機械装置の検収を行い、引き渡しを行った時、つまり機械装置の取得をしたときであると考え。

提案事項	提案概要
地方公共団体定員管理調査の結果等を共有するための、ガバメントクラウド等の活用	総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」についての結果等を早期に共有するため、デジタル庁のガバメントクラウド等を活用した仕組みづくり（クラウドストレージ等）を求める。 ・翌年度の組織協議を行う際、他自治体の事例も参考として収集しており、毎年総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」の結果についても参考にしている。 ・しかしながら、取りまとめ結果の共有が例年 12 月末頃になることから、翌年度の組織協議に間に合わないこともあり、ほぼ全ての都道府県より随時メールにて情報提供及び共有依頼を受け、対応するなど、煩雑な事務が発生している。
特別児童扶養手当等の所得額の記載を不要とすること	特別児童扶養手当所得状況届に所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。 ・県で情報連携により所得額を把握できるにもかかわらず、所得状況届等に個人番号（マイナンバー）とともに所得額も受給者が記載する必要がある。 ・様式上は受給者が所得額を記載することになっているが、実態は課税証明書を添付しないため受給者が自力で記載することは困難で、代わりに市町村職員が課税情報を確認している。 ・また、所得状況届は届出期間が 1 か月間であることから、毎年短期間に多数の届出があり、市町村の負担が大きくなっている。市町村で事務に 1 件あたり 3 分かかるとした場合、県内の多い市だと 750 件程度の届出があるため、37.5 時間（$3 \times 750 \div 60$）の業務が軽減されと考えられる。
地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））の内示時期の早期化	地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））について、交付要綱を前年度中に確定し、7 月末までに交付決定または内示を行うよう求める。 ・地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））について、内示時期が年々遅くなっている。

提案事項	提案概要
地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の内示・交付決定等スケジュールの明文化及び早期化	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の事前協議から内示、交付決定のスケジュールを明文化すること、また、事前協議から内示、交付決定の事務を早期化することを求める。 〔 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金のQ Aにおいて、内示受理後に事業着手可能とされているが、交付決定がなされるまでは工事完了するわけにはいかず、また補助金交付決定がなされるまで事業者側も着手を控える状況にあり、交付決定後の事業着手をせざるを得ない状況であった。そのため、年度内事業完了が見込めず、繰越手続きを行うこととなった。 ・また、内示まで非常に時間を要していることから、年度内の事業完了が間に合わず、一部の市町村で申請を取り下げたというような声も聞こえてきている。 〕
火薬類取締法に基づく保安検査の基準日の見直し	火薬類取締法に基づく保安検査について、前回の保安検査（完成検査）の日から1年を経過した日を基準日とし、その基準日の前後1月以内に保安検査を受け又は自ら保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を受け又は行ったものとみなすよう規則改正を行うよう求める。 〔 ・火薬類取締法に基づき、政令で定める特定施設又は火薬庫は、保安検査を1年（土堤、簡易土堤及び防爆壁は3年）に1回行うものと定められている。法令上、前年度に実施した日までに保安検査を実施することとなっているため、保安検査日の日程調整次第では、年々、保安検査を受ける日が前倒しになる可能性もあり、運用面に課題がある。 〕

提案事項	提案概要
建築基準法第15条に基づく工事届・除却届における建築主事の經由事務の廃止	建築基準法第15条に定める工事届・除却届について、建築主（申請者）が自分でIDを取得し、正確に入力できた（建築確認の審査で変更した場合は変更して再入力できた）場合、国へ直接届出が行えるシステムを早期に構築し、建築主事の經由及び都道府県のとりまとめを廃止するよう求める。 また、建築主事等（建築主事または指定確認検査機関）が確認審査時に、建築工事届の提出の有無と物件を特定するための情報（建築主・建築場所・主要用途・申請床面積）のみを審査時に確認すれば済むようなシステム構築と法及び規則改正を行うよう求める。 ・建築基準法では、工事届・除却届について、建築主事等を經由して都道府県知事に届け出ることとなっており、都道府県知事はこれを取りまとめ、国土交通大臣に送付しており、これら一連の業務に多大な労力を割いている。 ・經由機関が多いため、国交省へデータが届くのに多くの時間を要する。 ・工事届については、建築基準法第15条第4項に基づく都道府県でのとりまとめ作業の際の確認のみならず、建築基準法第15条第1項に基づいて特定行政庁も確認しているため、二重業務となっている。 ・2025年1月着工分からの様式改正に伴い、新旧様式が混在で受付可能としているため、業務が煩雑になっているとともに、物件名が新たに入力必須項目になり、さらに業務負担が増えている。
測量業者登録簿を閲覧に供する規定の見直し	測量法において、都道府県知事が測量業者の登録簿を公衆の閲覧に供さなければならないとする規定を廃止し、登録業務を行っている国がHPに掲載するなどの見直しを求める。 ・測量業者の登録事務は、各地方整備局（主たる営業所の所在地を所管する整備局）で行っており、県内に本店又は営業所がある測量業者の登録申請書及び財務関係書類が、各地方整備局から県知事に対して紙で送付される。 ・県知事はこれを公衆の閲覧に供する必要があるため、業者ごとにバインダにて格納管理しており、登録内容が更新された場合は、その都度差替作業が発生している。

提案事項	提案概要
都道府県が行 う公共測量の 実施時及び終 了時における 公示主体の見 直し	測量法に基づく基本測量及び公共測量の実施時及び終了時の公示について、実施主体を都道府県知事ではなく、国土地理院と改め、国土地理院の HP に掲載するなどして公示を行うよう見直しを求める。 ・実施通知に加え、これと同数の終了通知を公示する必要があるため、事務の負担が大きい。 ・国土地理院は、測量計画機関から測量実施計画書、測量成果等の提出を受け、公示に係る情報を一元的に保有していることから、国土地理院が公示を行うことは十分に可能であると考える。